

## 登録販売者の実務・業務従事経験について

販売従事登録後、店舗販売業における管理者・管理代行者あるいは、配置販売業における区域管理者となるには、以下のいずれかの条件を満たす必要があります。

- (1) 過去5年間のうち通算して2年（1920時間）以上の実務・業務経験があること。
- (2) 店舗管理者又は区域管理者としての業務の経験がある者であって、平成21年6月1日以降に、通算して2年（1920時間）以上の実務・業務経験があること。
- (3) 平成21年6月1日以降に通算して5年（4800時間）以上の実務・業務経験があり、かつ、「薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令」（昭和39年厚生省令第3号）に規定する研修と同等以上の研修を通算して5年以上受講していること。（経過措置のため、当分の間）

なお、上記の条件を満たさない登録販売者は、管理者・管理代行者の管理・指導の下でなければ、医薬品の販売はできません。

また、名札にその旨が容易に判別できるような表記（例えば、「登録販売者（研修中）」）をする必要があります。

### 実務・業務経験に含まれる期間

- ・一般従事者として、薬剤師・登録販売者の管理下で実務に従事した期間
- ・登録販売者として、薬剤師・登録販売者の管理下で業務に従事した期間
- ・登録販売者として、店舗管理者又は区域管理者の業務に従事した期間
- ・改正附則第10条に規定する既存配置販売業者の配置員として実務に従事した期間（経過措置のため、当分の間）

### 期間の計算方法

実務・業務に従事した期間は、月単位で計算することとし、1ヶ月に80時間以上従事した場合に、その1ヶ月の間、実務・業務に従事したものと認められます。

ただし、多様な勤務状況を踏まえ、前記の条件を満たさない場合でも、月当たりの時間数にかかわらず月単位で従事した期間及び時間を通算することも可能です。

### 実務・業務経験に含まれる内容

- ・主に一般用医薬品の販売等の直接の実務・業務
- ・一般用医薬品の販売時の情報提供を補助する実務又はその内容を知ることができる実務
- ・一般用医薬品に関する相談があった場合の対応を補助する実務又はその内容を知ることができる実務
- ・一般用医薬品の販売制度の内容等の説明の方法を知ることができる実務
- ・一般医薬品の管理や貯蔵に関する実務
- ・一般用医薬品の陳列や広告に関する実務
- ・一般用医薬品の販売時の情報提供業務
- ・一般用医薬品に関する販売相談対応業務
- ・一般用医薬品の販売制度の内容等の説明業務
- ・一般用医薬品の管理や貯蔵に関する業務
- ・一般用医薬品の陳列や広告に関する業務